

市有財産の貸付に伴う一般競争入札の実施

市有財産の貸付について、次のとおり一般競争入札に付するので、佐野市財務規則（平成17年佐野市規則第59号）第77条の規定により公告します。

平成25年11月 1日

佐野市長 岡部正英

1. 貸付物件の所在、数量等

No	所在	地目(現況)	地積(公簿)	備考
1	佐野市関川町 555-1	雑種地	6,090.00 m ²	
2	佐野市関川町 586-2	雑種地	1,460.00 m ²	
3	佐野市関川町 596-1	雑種地	2,121.00 m ²	
4	佐野市関川町 598	雑種地	3,235.00 m ²	
5	佐野市関川町 723-2	雑種地	4,414.00 m ²	
6	佐野市関川町 586-6	雑種地	91.00 m ²	所在等は予定
7	佐野市関川町 586-7	雑種地	217.00 m ²	所在等は予定
8	佐野市関川町 598-2	雑種地	150.00 m ²	所在等は予定
9	佐野市関川町 723-3	雑種地	149.00 m ²	所在等は予定
計			17,927.00	

No 6～9は敷地内に存在する用途廃止予定の認定外道路等となっている（登記は今後行う）。

敷地内の外周部分は傾斜があることから、利用可能面積は、公簿面積に満たない可能性がある。

2. 貸付財産の用途条件

大規模な太陽光発電施設を設置すること。詳細については、佐野市太陽光発電事業用市有財産貸付に係る仕様書を参照すること。

3. 予定価格（最低貸付価格）

2,387,000円（年額） m²あたり約133円

4. 貸付期間

本契約締結日から起算して10年間

貸付期間には太陽光発電設備の設置及び撤収の期間を含みます。

太陽光設備の設置期間、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第3条第1項の規定による調達期間（20年間）の残期間及び設備撤去期間に対応するための更新は可能です。

5. 現場説明

平成25年11月11日（月）午前10時～11時30分

説明会に事前申し込みは必要ない。上記時間内に直接現地に集合。

説明会への参加の有無は入札参加申込みに必要な条件ではないが、現地ご確認の上、入札に参加すること。

6. 申込

(1) 期間

平成25年11月1日（金）9時00分

～平成25年11月18日（月）午後5時00分

所定の様式により、郵送（簡易書留で申込締切日の消印有効）もしくは財産管理課（佐野市浅沼町573-9人材育成センター2階）へ持参

(2) 提出書類

	書類名	様式番号	備考
ア	入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書	1	
イ	連合体の概要	2	必要に応じて提出
ウ	事業実施計画	3	
エ	施設整備費用・資金調達計画	4	
オ	太陽光発電施設設置事業に関する実績書	5	
カ	誓約書	6-1 6-2	2種（入札関係、暴力団排除関係）
キ	定款及び役員名簿		
ク	法人登記簿謄本 （履歴事項全部証明書）		発行日から3ヶ月以内のもの
ケ	会社概要		会社案内パンフレット等で事業実績・営業経歴が示されたもの
コ	決算報告書		直近3期の決算を示す書類

サ	印鑑証明書		発行日から3ヶ月以内のもの
シ	税務署が発行する納税証明書		発行日から3ヶ月以内のもの
ス	栃木県が発行する納税証明書		発行日から3ヶ月以内のもの
セ	佐野市が発行する納税証明書		発行日から3ヶ月以内のもの

カ～セについては、連合体の場合は構成法人ごとに提出すること。
印鑑は実印を使用すること。

7. 入札日時 平成25年11月25日(月)午前10時00分から
入札後即時開札

8. 入札場所 佐野市浅沼町798番地
佐野市役所東仮庁舎議会棟1階 会議室1

9. 一般競争入札の参加資格

次の(1)から(4)の資格要件をすべて満たす者

- (1) 佐野市内に本店、支店または営業所を有する法人又は複数の法人で構成する連合体であること。連合体による応募要件は下記のとおりとします。

応募及び事業に必要な諸手続き等を一貫して担当する法人(以下「代表者」という。)をあらかじめ定め、その法人が窓口となって手続きを行うこと。

連合体の構成法人の役割分担を明確にすること。

連合体の構成法人に、佐野市内に本店、支店または営業所を有する法人があること。

- (2) 連合体のいずれの法人も本募集の応募者や他の応募の連合体の構成法人とならないこと。

- (3) 太陽光発電施設について、開札日時時点で以下の何れかの実績があること。連合体による場合は、いずれかの構成法人が該当すること。

50KW以上の太陽光発電施設の設置工事实績がある、もしくは、現在設置工事に着手していること。

50KW以上の太陽光発電施設の運営実績がある、もしくは、現在運営に着手していること。

- (4) 次のいずれかの規定に該当する者は参加できない。

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の

4 第 1 項及び第 2 項各号に掲げられた者

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 3 の規定に該当する者

暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団または同条第 6 号に規定する暴力団員若しくは暴力団と社会的に非難されるべき関係を有する者

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分の対象になっている団体及びその構成員

国税（法人税、消費税）、県税（法人事業税）及び市町村税（法人市町村民税、固定資産税）を滞納している者

公告日から入札日までの間に、佐野市競争入札参加者指名停止要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者

会社更生法、民事再生法及び破産法に基づく手続開始の申立てがなされていない者

10. 落札者の決定方法

佐野市財務規則第 81 条の規定により作成された予定価格以上の最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

11. 入札保証金

平成 25 年 11 月 18 日（月）までに入札保証金（10 年間の契約金額の 5% 以上の額）を納付すること（円未満切上）。納入方法は下記より選択すること。

（1）市が発行する納入通知書

納入通知書を利用できる指定金融機関

足利銀行、群馬銀行、東和銀行、栃木銀行、栃木信用金庫、

佐野信用金庫、中央労働金庫、佐野農業協同組合

（2）銀行口座振込

金融機関名：足利銀行 支店名：佐野支店 口座種別：普通預金

口座番号：126417 口座名義：佐野市会計管理者

（フリガナ）サノシカイケイリシヤ

銀行口座振込の場合、振込手数料は申込者負担。

12. 質問及び回答

募集の内容等に対する質問及び回答は次のとおり行う。

(1) 質問期限

平成25年11月13日(水)午後5時00分まで

(2) 提出方法及び提出場所

質問は、質問書(別記様式第7号)により電子メールか、ファックスで提出してください。ただし、ファックスで提出した場合は、必ず電話にて送信されたことを確認してください。

【E-mail】 zaisan@city.sano.lg.jp

【ファックス番号】 0283-27-1555

(3) 回答日、回答方法

平成25年11月15日(金)の午前中に、佐野市ホームページに掲載。

13. 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者が入札したとき
- (2) 佐野市財務規則第85条の規定に該当したとき
- (3) 入札に関し、虚偽又は不正の行為があったとき
- (4) 前3号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反したとき

14. 契約及び貸付料支払方法

契約書の作成を要し、貸付料は毎年度納付すること。

落札者は、仮契約締結後、経済産業省への電力固定価格買取制度の設備認定手続き及び電力会社への接続検討・接続契約の申込手続きを経て、本契約を締結する(市の通知により、仮契約書を本契約書とする)。

15. その他

市有地貸付募集要領、土地貸付契約書、物件等の詳細については、下記に問い合わせること。

〒327-8501 佐野市高砂町1番地

佐野市役所 総合政策部 財産管理課管財係

電話0283(20)3050 FAX 0283(27)1555